

農地法第 3 条の規定による許可申請書

申請日

令和 7 年 4 月 1 日

宮代町農業委員会会長 殿

当事者
<譲渡人>

売る人・貸す人について
記入します。

住所 宮代町〇〇番地
氏名 〇〇 〇〇

<譲受人>

買う企業・借りる企業について記入します。
住所は主たる事務所の所在地、氏名は法人
名及び代表者氏名を記入します。

住所 宮代町××番地
氏名 株式会社 〇×宮代
代表取締役 ××

下記農地(採草放牧地)について { 所有権
賃借権
使用貸借による権利
その他使用収益権 () } を { 設定(期間 年間)
移転 }

したいので、農地法第 3 条第 1 項に規定する許可を申請します。(該 該当する欄に○を付します。)

記

上段は譲渡人(売る人・貸す人)の情報、下段は譲受人(買う人・借
りる人)について記入します。(在留資格・在留期間・認定経営
法人部分については、該当がある場合のみ記入してください。)
※国籍等は所有権を移転する場合のみ記入します。
※法人の場合の国籍等は、その設立に当たって準拠した法令を制
定した国を記入します。

当	在留資格 又は特別 永住者	在留期間 及び在留 期間の満 了の日	認定経営 発展法人 (該当する場 合は○)
譲渡人	〇〇 〇〇	40	農業 宮代町〇〇番地
譲受人	×× ××	38	農業 宮代町××番地

2 許可を受けようとする土地の所在等(土地の登記事項証明書を添付してください。)

今回の申請地について記入します。(二重線で困って
いる部分に関しては、該当がある場合のみ記入してくだ
さい。)

土地の所在等	面積	用途	取得価格	取得年	所有者の氏名又 は名称 (現所有者が登記 簿と異なる場合)	所有権以外の使用収益権が設定 されている場合	
					権利の種類 内容	権利者の氏名又 は名称	
字〇〇番 1	田	田	3,000	300万			
字〇〇番 2	田	田	2,500	250万 (100万/10a)			

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

許可があり次第、代金の支払い及び農地の引渡しを行う。

どのような契約を結び、農地をいつか
ら使うかなどについて記入します。

(記載要領)

1. 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
2. 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。また、在留資格を記載する場合は、在留期間（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第3項の在留期間をいう。）及び在留期間の満了の日も併せて記載してください。
3. 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
4. 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、記の1の「認定経営発展法人」に○を付した上で、認定を受けている認定発展計画の写しを添付してください。
5. 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

(添付書類)

1. 土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。第三十条第一号を除き、以下同じ)
2. 権利を取得しようとする者が法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び令第六条第一項第一号ロに規定する法人を除く。)である場合には、その定款又は寄附行為の写し
3. 権利を取得しようとする者が農地所有適格法人(農事組合法人又は株式会社であるものに限る。)である場合には、その組合員名簿又は株主名簿の写し
4. 権利を取得しようとする者が農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成十四年法律第五十二号)第五条に規定する承認会社(以下「承認会社」という。)が構成員となっている農地所有適格法人である場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し
5. 権利を取得しようとする者が令第二条第二項第三号に規定する法人である場合には、第十六条第三項第一号に規定する条件その他農地又は採草放牧地の適正な利用を確保するための条件が付されている契約書の写し
6. 法第三条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けようとする者にあつては、同条第三項第一号に規定する条件その他農地又は採草放牧地の適正な利用を確保するための条件が付されている契約書の写し
7. 権利を取得しようとする者が景観法(平成十六年法律第百十号)第九十二条第一項に規定する景観整備機構である場合には、同法第五十六条第二項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面
8. 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十八条第一項の規定の適用を受けて法第三条第一項の許可を受けようとする者にあつては、同法第十八条第一項第一号に規定する契約の契約書の写し
9. 前項ただし書の規定により連署しないで申請書を提出する場合には、同項各号のいずれかに該当することを証する書面
10. その他参考となるべき書類

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
		自作地	20,000 宮代町：8,000 ○×市：7,000 △○市：5,000	20,000	—	—
所有地	貸付地	—	—	<p>譲受人となる法人が現在所有している農地について記入します。</p> <p>「農地面積」欄に全体面積を、「田」「畑」「樹園地」「採草放牧地」欄に内訳の面積を記入します。</p> <p>他市町村でも耕作を行っている場合は、農地面積の欄に括弧書きで市町村ごとの内訳を記入してください。</p> <p>※今回申請地は除く</p> <p>自作地…譲受人となる法人が所有している農地のうち、きちんと自分たちで耕作している農地</p> <p>貸付地…譲受人となる法人が所有している農地のうち、人に貸していてその人がきちんと耕作している農地</p> <p>非耕作地…譲受人となる法人が所有している農地のうち、耕作されていない農地</p>		
	所在・地番					
	非耕作地	—				
所有地以外の土地	借入地	—	—	—	—	—
	貸付地	—	—	<p>譲受人となる法人の所有地以外の農地について記入します。</p> <p>「農地面積」欄に全体面積を、「田」「畑」「樹園地」「採草放牧地」欄に内訳の面積を記入します。</p> <p>他市町村でも耕作を行っている場合は、農地面積の欄に括弧書きで市町村ごとの内訳を記入してください。</p> <p>※今回申請地は除く</p> <p>借入地…譲受人となる法人が人から借りている農地のうち、きちんと耕作している農地</p> <p>貸付地…譲受人となる法人が人から借りている農地のうち、人に貸していてその人がきちんと耕作している農地</p> <p>※農地法第3条第2項第6号括弧書きの農地（家族の死亡により、農地を一時的に貸している場合などで、転貸禁止の例外として農地法第3条の許可を受けているもの）に限る。</p> <p>非耕作地…譲受人となる法人が人から借りている農地のうち、耕作されていない農地</p>		
	所在・地番					
	非耕作地	—				

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」面積を記載してください。また、複数町村別の合計面積を括弧書きで記載しなお、「所有地以外の土地」欄の「貸する土地」です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人○○が○年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、○年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑				草 地
作付(予定)作物	水稻					
権利取得後の面積(m ²)	25,500					

譲受人となる法人が経営している農地の作物別の作付面積を記入します。
(所有地の自作地の作物別作付面積+所有地以外の土地の借入地の作物別作付面積+今回申請地の作物別作付予定面積)

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	田植機	コンバイン		
確保しているもの	所有 リース	30ps 1台	6条 2台	6条 1台		
導入予定のもの	所有 リース 〔資金繰りについて〕					

譲受人となる法人が今現在確保している、または今後導入予定の大農機具を記入します。
1 段目：大農機具の種類を記入
2 段目：既に確保している大農機具について記入
3 段目：これから導入予定の大農機具について記入

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。) 等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者の数及び配置の状況

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

① は記入不要

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在： 5 (農作業経験の状況：20年以上の農作業経験あり(水稻))
	増員予定：なし(農作業経験の状況：)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在： 2 (農作業経験の状況：未定(収穫時に毎年募集))
	増員予定：なし(農作業経験の状況：)

②には常時雇用されている労働人数(家族等)を記入します。

③には臨時的に雇用をする場合、延べ人数を記入します。

④配置の状況(所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合、市町村別に記す場合は、該当する市町村名を列記してください。)

市町村	氏名	住所地、拠点となる市町村
○×市 △○市	株式会社 ○×宮代	○×市→△△地内 △○市→○×地内

④は耕作を行っている市町村名・法人名(譲受人)・拠点を記入してください。

同一配置で複数市町村(宮代町以外)耕作を行っている場合は市町村部分に列記してください。

⑤ ①～④の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定する平均距離又は時間

①、②の者とも住所地から徒歩で約15分/④の拠点は住所地から車で約10分

今回の申請地まで事務所から行くのにどのような交通手段でどれだけかかるかを記入します。

(4)農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等 (別紙1に記載し、添付してください。)

別紙1を提出してもらうため、記入不要です。

(5)その他の考慮すべき事項

許可審議を行うにあたり、考慮してほしい事項などございましたら記入してください。

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し、添付し
別紙のとおり 譲受人が「農地所有適格法人」である場合に記入します。※農地所有適格法人以外の法人は記入不要です。

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容 (信託の引受けにより権利が取得される
2 については、構成員の状況を記入します。書ききれない場合は「別紙のとおり」と記入し、別紙を用意してください。
(様式自由)

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

記入不要

<農地法第3条第2項第5号関係>

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権限に基づいて、耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人等)が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。)の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
(表作の作付内容= _____、裏作の作付内容= _____)
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

該当がある場合チェックを付してください。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

取得する田はこれまでも水田として利用されており、契約締結後も同様に水田として利用するため、周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。また、地域の水利調整に参加し、取り決めに遵守します。

今回の申請地を譲受人が借り受けることにより、周辺の農地に支障が生じないかどうかを記入します。

II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を現状に復して返還する。乙が現状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が現状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担
譲受人が農地所有適格法人以外の法人である場合、記入します。
役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

〇〇集落の農家で行う地域の営農に関する会議には必ず出席します。
また、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めます。
この他、地域農家で取り組む共同作業などがあれば参加します。

地域との役割分担について農業委員会や都道府県知事と協定を結んでいる場合や確約書を作成している場合は、この欄には「別紙資料参照」等と記入し、別途資料を添付して申請することができます。

<農地法第3条第3項第3号関係> (権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。)

8 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(1)氏名 **調整 次郎**

(2)役職名 **代表取締役**

(3)その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

法人の中で、農業に常時従事する方の代表者についてを記入してください。

その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む。)を行う期間： 年 6 か月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間： 年 0 か月(直近の実績)

年 6 か月(見込み)

III 特殊事由により申請する場合の記載事項

9 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Iの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Iの記載事項全ての記載が不要です。

その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である(事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の権利を含む。該当箇所がある場合はチェックを付します。なお、チェックを付した場合は、申請書(別添)の「I 一般申請記載事項」の欄の記入は不要です。)

農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合

(景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市長村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)

(2) 以下の場合は、Iの1-2(効率要件)及び2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合

地方公共団体(都道府県を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合

教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的とする社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、Iの2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業に行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

申請地の地下1mに排水管を設置する計画。

耕作が行われていない〇月から〇月にかけて工事を行うため営農に支障はなく、また、排水も浄化槽処理後に排水管を通じて市の水管に接続するため、周辺の土地、作物、家畜等に被害を与えることもないと考えます。

なお、浄化槽の設置及び排水管の埋設について担当である〇〇市〇〇課と調整済です。

(1)~(3)の項目のいずれかにチェックを付した場合、記入します。
欄が不足する場合や既存の資料等がある場合、この欄には「別紙資料参照」等と記入し、別途資料を添付して申請することができます。

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙1）

- 1 記載のある各法令を確認し、直近3年間で違反を行ったことがあるか否か、「違反の有無」欄の該当する箇所に○を付してください。また、1つでも「有」と答えた場合は、2についても記入してください。

	違反の有無
① 第5条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
② 第5条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
③ 第5条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
④ 第42条（措置命令）	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無

(2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

違反の対象となる規定	違反の有無
① 第15条の2（農用地区域内における開発行為の制限）	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
② 第15条の3（監督処分）	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無

(3) 育苗法（平成10年法律第83号）

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害（第20条及び第25条参照）	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無

(4) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）

違反の対象となる規定	違反の有無
第24条（使用の禁止）	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無

- 2 1で「有」の場合

違反の時期	内容

- 3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無			

(記載要領)

- 1 1の(1)及び3については、許可申請日から起算して過去3年分の状況等を記載してください。
- 2 1の(2)、(3)及び(4)については、許可申請日現在の状況を記載してください。

譲受人が農地所有適格法人の場合、提出が必要です。

農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙2）

<農地法第2条第3項第1号関係>

1-1 事業の種類

区分	農業		
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	内容
現在(実績又は見込み)	米	米粉パンの製造	農業技術の技能講習
権利取得後(予定)	同上	同上	同上

「生産する農畜産物」欄には粗収益の50%を超えるものの名称を記入します。
粗収益が50%を超える者がいない場合は、粗収益の多いものを記入します。

1-2 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)	6,700 千円	200 千円
2年前(実績)	6,800	200
1年前(実績)	7,200	200
申請日の属する年 (実績又は見込み)	7,800	200
2年目(見込み)	7,900	200
3年目(見込み)	7,900	200

「売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記入し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記入します。

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社、農業経営基盤強化促進法に基づく関連事業者等)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	議決権の数			構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
			在留資格又は特別永住者	株主総会	種類株主総会	農地等の提供面積(m ²)		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
						権利の種類	面積	直近実績	見込み	
×× ××	宮代町××	日本		20	15	所有権	10,000	12か月	12か月	耕起 代かき 田植
△△ △△	宮代町△△	日本		25						
□□ □□	宮代町□□	日本		30						

国籍については、所有権を移転する場合のみ記載してください。

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数：300日

(2) 農業関係者以外の者（（1）以外の者）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	議決権の数	
			在留資格又は特別永住者	株主総会 種類株主総会
(株)☆☆	宮代町字☆☆番地	日本		5 5

	議決権の数		議決権の割合	
	株主総会	種類株主総会	株主総会	種類株主総会
(1) 農業関係者	75	15	75%	15%
(2) 農業関係者以外の者	5	5	5%	5%
計	80	20	80%	20%

(1)、(2)で記入した議決権の数の合計をそれぞれ記入してください。

割合については、以下の算式により算出してください。

議決権の数 ÷ 法人が保有する議決権の数の合計 × 100

は株主名簿の写しを添付してください。
置法（平成14年法律第52号）第5号に規定する場合には、「その構成員が承認会社であることを添付してください。

<農地法第2条第3項第3号及び第4号関係>

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間従 事日数		必要な農作業へ 年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み
×× ××	宮代町××番地	日本		代表取締役	150日	150日	150日	150日

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間 従事日数		必要な農作業へ 年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

4については、3で記入した理事等の中に、年間150日従事する理事等が1人もいない場合記入してください。

2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等並びに3の国籍等並びに4の国籍等の各欄については、所有権を移転する場合のみ記載してください(ただし、2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。)

国籍等は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載してください。

なお、4については、3の理事等のうち、法人の農業に従事する者(原則年間150日以上)であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

(記載要領)

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給

ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

エ 農業生産に必要な資材の製造

オ 農作業の受託

カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業です。

2 「1-1事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

3 「1-2売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄）、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。

4 「2(1)農業関係者」には、農林漁業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を括弧書きで記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5 「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法（平成17年法律第86号）第108号第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。